

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和3年8月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20210803	丸高運送 有限会社(法人番号6070002006157)代表者:大澤 高	群馬県前橋市富田町2357-1	本社	群馬県前橋市富田町1534-1	輸送施設の使用停止(260日車)、輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	酒気帯び運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年1月30日、同年2月19日及び同年5月28日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)点呼の記録の改ざん・不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)乗務等の記録の改ざん・不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運行記録計による記録の改ざん・不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(11)事業計画(主たる事務所の位置)事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(12)事業計画(営業所の位置)事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	26	26
20210803	ロジスベック 株式会社(法人番号1030001038003)代表者:羽野 利治	埼玉県草加市青柳3-31-3	本社	埼玉県草加市青柳3-330-1-2	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年6月11日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20210810	株式会社 晴海重機(法人番号9030001038367)代表者:海老原 一美	埼玉県八潮市八潮6-30-31	本社	埼玉県八潮市八潮6-30-31	事業停止(3日間)、輸送施設の使用停止(296日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2	法令違反の疑いがあることを端緒として、令和2年9月3日及び同年9月15日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(8)整備管理者の選任(変更)未届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第52条)、(9)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第58条第1項)、(10)運行管理者の選任(解任)届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(11)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	34	34
20210824	田端運輸 株式会社(法人番号3011501002844)代表者:菅原 誠	東京都北区東田端2-11-3	本社	東京都北区東田端2-11-3	輸送施設の使用停止(170日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和2年9月16日及び同年10月1日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(7)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(8)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	17	17
20210830	ダイカツ運送 株式会社(法人番号9070001012137)代表者:大河原 守行	群馬県富岡市上高瀬312	本社	群馬県富岡市上高瀬312	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	労働局からの通報を端緒として、令和3年5月25日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和3年8月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20210831	矢澤 功	栃木県さくら市押上782	本社	栃木県さくら市押上782	輸送施設の使用停止(135日車)、輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年3月19日、同年4月19日、同年4月27日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(10)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(11)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	14	14

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)